４月からコンビニや電子決済で町税などが納付可能になります！

これまで役場や金融機関でしか納付ができなかった町税や水道料などが、令和４年４月以降に発行する納付書から全国のコンビニエンスストア（コンビニ）やスマホアプリでの納付ができるようになりました。曜日や時間帯を気にすることなく、いつでも納付ができるようになります。支払い手数料はかかりませんので、ぜひご利用ください。

≪コンビニやスマホアプリで収納できる町税や各種料金≫

●町道民税（普通徴収分）　●固定資産税　●国民健康保険税（普通徴収分）
●軽自動車税種別割　●介護保険料（普通徴収分）　●住宅使用料
●後期高齢者医療保険料（普通徴収分）　●水道料　●下水道使用料

≪納付方法≫

コンビニ

●セイコーマート　●セブン－イレブン　●タイエー　●ハセガワストア
●ハマナスクラブ　●ファミリーマート　●ローソン　など
※納付書の裏面に全て掲載されています。町内の店舗だけではなく、全国のどこの店舗からでも納付できます。

スマホアプリ

●ａｕＰＡＹ　●ＬＩＮＥ Ｐａｙ　●ＰａｙＢ　●ＰａｙＰａｙ
●ゆうちょＰａｙ　●楽天銀行アプリ
※コンビニ店頭ではスマホアプリでのお支払いはできません。
※利用方法について詳しいことは、各アプリのウェブサイトでご確認ください。

金融機関 ※従来通り下記の金融窓口でも納められます。

●北見信用金庫津別支店（本店および各支店）　●網走信用金庫津別支店（本店および各支店）
●津別町農業協同組合　●全国のゆうちょ銀行および郵便局
※口座振替にすることで納期限に合わせて自動的に納税することができます。
※令和４年度から北洋銀行の窓口で納付書払いをする場合は手数料がかかります。
口座振替の場合は、従来どおり手数料がかからずに支払いができます。

問い合わせ先　住民企画課　税務収納係10番窓口　☎７７―８３７６

≪納付書の様式が変わります≫

納付書が期別ごと一枚ずつ（つづられていない状態）になります。払込受領書（領収書）も一枚ずつとなりますので、お支払い後の払込受領書は同封の台紙に貼り付けて保管ください。

支払い後は台紙に貼ってください

≪コンビニで支払いをする場合の注意事項≫

①バーコードが印字されている納付書を利用して現金で支払いをしてください。

②支払いの際は、納付書に記載されている期別と納期限をよく確認の上、納めたい分の納付書だけを利用してください。

③支払い後すぐに納税証明書が必要なときは、コンビニで納付した情報が役場にくるまで時間がかかることから、領収書を持って役場１０番窓口までお越しください。

≪コンビニおよびスマホアプリで支払えない納付書≫

①支払い期限が前年度分のもの　②印字してある金額を訂正したもの

③傷や汚れなどにより、バーコードの読み取りができないもの

④バーコードの印字がない、納付書一枚あたりの金額が３０万円を超えるもの

※ＬＩＮＥ Ｐａｙでは一枚あたりの金額が５万円以上の水道料・下水道使用料は決済できません。